|  |
| --- |
| 穴水町被災住宅耐震改修等工事費補助金交付要綱 |

第１条　　趣旨

第２条　　用語の定義

第３条　　補助対象者及び補助対象住宅

第４条　　補助対象事業

第５条　　補助対象経費及び補助金額

第６条　　事業認定

第７条　　事業認定の変更等

第８条　　事業認定の取消し

第９条　　交付申請

第１０条　交付決定

第１１条　交付決定の取消し

第１２条　交付請求及び交付

第１３条　代理受領

第１４条　返還

第１５条　報告、調査及び検査

第１６条　整備保管

第１７条　その他

（趣旨）

第１条　この要綱は、穴水町内において令和6年能登半島地震により被災して耐震性が低下した住宅の再建を支援することを目的として、当該住宅の耐震改修工事又は建替え工事（以下「耐震改修等工事」という。）を行う者に対して補助金を交付することに関し、穴水町補助金交付規則（平成9年4月1日規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

（１）住宅　令和６年能登半島地震により被災し罹災証明（一部損壊以上）が発行された、一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（ただし、マンション（耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が１，０００㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として３階以上のもの）を除く。）をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の１／２未満のもの）を含む。

（２）耐震診断　住宅の地震に対する安全性を評価することをいう。

（３）耐震改修工事　地震に対する安全性の向上を目的として実施する住宅の改修工事をいう。

（４）建替え工事　地震に対する安全性の向上を目的として、従前の住宅を除却し、住宅を新築する工事をいう。

（５）省エネ基準　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

（補助対象者及び補助対象住宅）

第３条　補助金の交付の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、住宅の所有者（所有する予定の者を含む。ただし、所有者の親、配偶者又は子である者等、町長が特に必要と認める者については、この限りではない。）又は居住者（居住する予定の者を含む。）とする。

２　補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）本町の区域内に存する住宅であること。

（２）現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供する住宅であること。

（３）国、地方公共団体、その他の公共団体が所有する住宅でないこと。

（４）既存の穴水町住宅耐震改修工事費補助を受けていない住宅であること。

（補助対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が補助対象住宅に行う耐震改修工事等で、別表第１に掲げるものとする。

（補助対象経費及び補助金額）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う補助対象事業に要する全部又は一部とする。

２　補助金額は、別表第２に定める補助金限度額を限度として、予算の範囲内において、町長が認める額とする。

３　補助対象者が行う工事のうち、耐震改修工事等以外の工事があるときは、当該工事に係る経費を分離して算定するものとする。

（事業認定）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者は、当該交付を受けようとする補助対象事業の着手前に、当該補助対象事業について、事業の認定を受けなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

２　前項の認定を受けようとする補助対象者は、補助事業認定申請書（第１号様式）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

３　補助対象者は、前項の申請にあたっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（前条第１項の補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りではない。

４　町長は、第２項の申請があったときは、その内容を審査し、これを認定したときは補助事業認定通知書（第２号様式）により、これを認定しないときは所定の補助事業認定申請却下通知書により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

５　町長は、前項の認定に際し、必要な条件を付することができる。

（事業認定の変更等）

第７条　前条第１項の認定を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、当該認定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業変更等承認申請書（第３号様式）に必要な書類を添えて町長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

（１）耐震改修工事の施行箇所及び施工方法の変更で、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの。

（２）補助対象経費の３０パーセント未満の増減額。ただし、補助金額の増額を伴うものを除く。

２　町長は、前項の申請があったときは、これを速やかに審査し、変更又は廃止の可否を決定し、所定の補助事業変更等承認（否認）通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業認定の取消し）

第８条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助事業の事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助事業の事業認定を受けたとき。

（２）規則第17条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、補助事業の事業認定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

２　町長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助事業認定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了し、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第４号様式）に関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

２　第６条第３項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、前項の申請に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して申請しなければならない。

３　第１項の申請は、第６条第４項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して１年以内にしなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

（交付決定）

第１０条　町長は、前条第１項の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認め、交付すべき補助金額を確定したときは補助金交付決定兼補助金額確定通知書（第５号様式）により、適当でないと認めたときは所定の補助金交付決定できない旨の通知書により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

２　町長は、補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（交付決定の取消し）

第１１条　町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）規則第17条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（３）補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。

（４）補助事業の実施方法が不適当と認められるとき。

（５）補助事業を廃止したとき。

（６）補助事業の完了後速やかに居住の用に供しなかったと町長が認めるとき。

（７）前各号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱に違反したとき。

２　町長は、前項の規定による取消しをしたときは、所定の補助金交付決定取消通知書により補助事業者に通知するものとする。

（交付請求及び交付）

第１２条　補助事業者は、第１０条第１項の規定により補助金の交付決定及び補助金額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（第６号様式）により町長に補助金の交付を請求するものとする。

（代理受領）

第１３条　補助事業者は、前条の規定による補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、耐震改修等工事の施工者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。ただし、補助事業者が、当該補助事業区分に係る補助事業の総事業費のうち自己の負担に係る金額を超える額を、耐震改修等工事を行った者に対して支払っている場合は、当該事業区分に係る補助金について代理受領できないものとする。

２　代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、第１０条第１項の規定による補助金額の確定後に、補助金交付請求書(代理受領)(第７号様式)により町長に補助金の交付を請求するものとする。

３　町長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。

４　前項の規定による交付があった時は、補助事業者に対し補助金の交付があったものとみなす。

（返還）

第１４条　町長は、第１１条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

２　第６条第３項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、第９条第１項の申請の後に、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（第９条第２項の規定により減額して申請した場合は、減額した金額を超える金額）を超える金額を速やかに所定の消費税仕入控除税額等報告書により市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければならない。

（報告、調査及び検査）

第１５条　町長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査若しくは検査をすることができる。

２　補助事業者は、前項の規定により書類の提出若しくは報告を求められた場合、又は必要な調査若しくは検査が実施される場合には、これに応じなければならない。

（整備保管）

第１６条　補助事業者は、補助事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して５年間保管しなければならない。

（その他）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和６年7月1日から施行する。

別表第１

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 補助要件 |
| 耐震改修工事 | 標準型 | １　耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅又は町長が別に認めたもの２　耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となるもの又は町長が別に認めたもの |
| 段階型 | １　耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅又は町長が別に認めたもの２　第一段階の耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が0.7以上となるもの、1階の最小の値が1.0以上となるもの、構造的に分離された納屋・土蔵等以外の部分の最小の値が1.0以上となるもの又は町長が別に認めたもの（ただし、第二段階として、耐震診断の評点のうち最小の値が1.0以上となる耐震改修工事を行うものに限る） |
| 建替え工事 | １　従前の住宅の耐震診断の評点のうち最小の値が1.0未満と診断された住宅、従前の住宅が「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」により倒壊の危険性があると判断された住宅又は町長が別に認めたもの２　従前の住宅は被災家屋等の解体・撤去制度により解体・撤去しないこと３　従前の住宅が存する敷地を含む敷地で行う建替えとする。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。４　建替え後の住宅は 原則として「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害特別警戒区域」又は「建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する災害危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に規定する地すべり防止区域と重複する区域に限る。）」外に存すること５　建替え後の住宅は、原則として省エネ基準に適合すること |

別表第２

|  |  |
| --- | --- |
| 事業区分 | 補助金限度額 |
| 耐震改修工事 | １戸あたり1,500,000円（共同住宅及び長屋にあっては、750,000円に住戸の数を乗じて得た額又は3,000,000円のいずれか低い額）。ただし、過去に補助対象住宅について、本補助金の交付を受けたことがある場合は、上記補助金限度額から当該補助金の額を減じた額を補助金限度額とする。 |
| 建替え工事 | 従前の住宅の延床面積に22,500円を乗じて得た額又は１戸あたり1,500,000円（共同住宅及び長屋にあっては、750,000円に住戸の数を乗じて得た額又は3,000,000円のいずれか低い額）のいずれか低い額。ただし、過去に補助対象住宅について、本補助金の交付を受けたことがある場合は、上記補助金限度額から当該補助金の額を減じた額を補助金限度額とする。 |

(履歴)

・令和6年6月20日　当初作成